

## 静岡 バス横転 起訴事実認める

運転手初公判

静岡県小山町で昨年10月、観光バスが横転して乗客1人が死亡、28人が重軽傷を負った事故で、当時の

運転手で自動車運転死傷行為処罰法違反(過失運転致死傷)に問われた埼玉県飯能市、野口祐太被告(27)の初公判が28日、静岡地裁沼津支部(野沢晃一裁判官)であった。野口被告は「間違いないありません」と起訴事実を認めた。

起訴状では、野口被告は昨年10月13日、小山町内の急勾配の下り坂でフットブレーキを多用し、ブレーキが利きにくくなる「フェード現象」を生じさせてバスを横転させ、乗客らを死傷させたとされる。